



弥 富 市 内 で 転 居 さ れ た 方 へ



チェック	対象となる方	担当課	弥富市での手続き及び持参するもの
	全てのみなさん	環境課	◎ごみの出し方について確認してください。(ごみ収集日・搬出場所等)分別カレンダーなどをお渡します。
	犬の飼育者		◎犬の飼育者は住所変更等の手続きをしてください。
	国民健康保険に加入の方 ※	保険年金課	印鑑・国民健康保険証(転居した世帯に国保加入者がいる場合のみ)
	年金を受給している方		※日本年金機構に住民票コードが登録されている方は、原則不要です。
	子ども・母子等・障がい者・精神障がい者・後期高齢者福祉医療に該当する方		子ども医療⇒印鑑・健康保険証・受給者証 母子医療⇒印鑑・健康保険証・受給者証 障がい者医療⇒印鑑・健康保険証・障がい者手帳・受給者証 後期高齢者福祉医療⇒印鑑・健康保険証・受給者証 精神障がい者福祉医療⇒印鑑・健康保険証・精神障がい者手帳・自立支援証・受給者証 ※スタンプ印鑑不可
	後期高齢者医療制度に加入の方 ※		印鑑・後期高齢者医療被保険者証
	65歳以上の方。40歳以上の方で要介護認定を受けている方 ※	介護高齢課	・介護保険被保険者証の住所変更手続きが必要です。介護保険被保険者証をご持参ください。
	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を所持している方 ※	福祉課	・手帳の住所変更手続き ・市扶助料等の住所変更手続き⇒手帳、印鑑
	自立支援医療(精神通院)を受けている方 ※		・住所変更手続き⇒自立支援医療費受給者証(精神通院)、印鑑、健康保険証
	障がい福祉サービスを受けている方 ※		・住所変更手続き⇒障がい福祉サービス受給者証、印鑑
	児童手当に該当する方 ※ (中学校終了前の児童を扶養している方)	児童課	・世帯の構成の変更のない市内転居は変更手続きの必要はありません。 ※ 世帯の構成に変更がある場合はご相談ください。
	児童扶養手当・遺児手当に該当する方 ※		既に受給されている方は、住所変更の手続きが必要です。印鑑及び受給者証をご持参ください。
	特別児童扶養手当に該当する方 ※		既に受給されている方は、住所変更の手続きが必要です。印鑑及び受給者証をご持参ください。
	保育所に入所してみえる方		住所変更の手続きが必要ですので、ご相談ください。

裏面もご覧ください。

チェック	対象となる方	担当課	弥富市での手続き及び持参するもの
	小中学校に在学する児童生徒がみえる方	学校教育課	本庁市民課又は十四山支所地域市民課又は鍋田支所で「学校区内異動通知書」・「転入学通知書」が交付されますので、学校に提出してください。（「学校区内異動通知書」とは、同一学校区内の住所移転のこと。「転入学通知書」とは、市内における学校区の異動の住所移転のこと。） 就学援助を受けている方は、学校教育課窓口にて変更の手続きをしてください。
	市内に土地若しくは家屋を共有で所有されている方	税務課	固定資産税納税通知書の送付先を変更してください。
	新築・増築家屋を取得された方		固定資産税についての説明等

上水道についてのお問合せ ⇒ 海部南部水道企業団 電話0567-32-3111(代)

(注意)このお知らせは、各種手続きの中で弥富市に対する主な一例ですので、個人により他の届出がある場合がありますのでご注意ください。

※の印がついている対象の方へ

申請書等にマイナンバー(個人番号)を記入していただきますので、窓口では、ご本人確認のための書類と併せて、個人番号を確認できる書類をご用意下さい。

詳しくは各担当課へお問合せください。

令和2年7月10日更新